

長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(指名停止の期間の特例)</p> <p>第5条</p> <p>1～4 略</p> <p>5 有資格事業者が、物品の製造の請負等の告示<u>6</u>の規定に違反した場合には、当該指名停止が別表第2各号に掲げる措置要件に該当するときは、第4条第1項及び第2項並びに前4項の規定による指名停止期間の2倍の期間（最長36月）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>6 有資格事業者が、物品の製造の請負等の告示<u>6</u>の規定に違反した場合には、当該指名停止が別表第2各号のいずれにも該当しないときは、同表第9号（不正又は不誠実な行為）に規定する短期の2分の1の期間（2週間）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>7～9 略</p> <p>第5条の2～第9条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(指名停止の期間の特例)</p> <p>第5条</p> <p>1～4 略</p> <p>5 有資格事業者が、物品の製造の請負等の告示<u>7</u>の規定に違反した場合には、当該指名停止が別表第2各号に掲げる措置要件に該当するときは、第4条第1項及び第2項並びに前4項の規定による指名停止期間の2倍の期間（最長36月）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>6 有資格事業者が、物品の製造の請負等の告示<u>7</u>の規定に違反した場合には、当該指名停止が別表第2各号のいずれにも該当しないときは、同表第9号（不正又は不誠実な行為）に規定する短期の2分の1の期間（2週間）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>7～9 略</p> <p>第5条の2～第9条 略</p>